

議場紹介

町とわたしたちの意思が決定される本会議。ここではその会場となる議場と、本会議の種類や流れ、わたしたちがもつ権利などを詳しく紹介します。



(左) 発言残時間表示ボード。議長権限で発言の時間設定ができます。(中) 議場面積は237.3㎡。7.1mの高い天井は、あたたかい陽光がそそぐ構造。(右) 議場出入口口の重厚なドア。議長権限で閉鎖することもできます。

議会の流れ

招集…町長が招集します。
開会…議員が議場に集まり議長が開会を告げます。
議案の上程…議案が議会に提案されます。
提案理由説明…議案の内容や理由を説明します。
議案質疑…議員が議案について質疑を行います。
委員会付託…議案などの詳しい審査が必要な場合は、所管の常任委員会に付託します。
付託議案審査…各常任委員会で専門的に調査・検討し、委員会としての意思決定をします。
一般質問…定例会では議員が町の事業や予算、町長の方針など町政全般について町長に質問します。
委員長報告…各委員長が委員会での審査の概要と結果を本会議で報告します。
討論…議員が議案などに賛否の意見を述べます。
採決…議員がそれぞれ議案などに対し賛否の意思を決定します。出席議員の過半数で決定されます。
閉会…議案などの審査がすべて終わると、議長が開会を告げ議会は終了します。

5 議員席

前列から議席順に20席。指定された議員席は任期中変更ことはありません。自席でも発言できるようにマイクが設置されています。

3 演壇

説明や答弁、意見発表などを行う場所です。

1 議長席

議事を進行する議長の席。向かって右側に議会事務局長の席があります。

2 記録席

議事の過程を、議会事務局の職員が記録する席です。

4 説明員席

町長をはじめとした行政側執行部の席。議長席を中心に左右に分かれています。



議場全体を見渡せる傍聴席

会議の公開 ■ 公開原則に基づく傍聴

議会制民主主義の立場から明らかなように、地方自治法では「議会の会議は、これを公開する」(地方自治法第115条)という公開原則が明記されています。議会の本会議は傍聴することができます。議会の日程は福智町役場ホームページにも随時掲載しています。議会についてのご不明な点や詳細については、議会事務局 ☎22-7772) までお問い合わせください。



→傍聴を希望する人は、傍聴人名簿に名前を記入するだけで特別な手続きは必要ありません。

住民による権利

行政にしてもらいたいことを願い出たり、実際の様子を訴えたりすることができる権利「請願権」は、誰もがもっている権利です。町議会は、町政についての住民の要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています。

■ 請願・陳情：住民は、町政について意見や要望があれば、町議事に請願や陳情を提出することができます。ただし、請願を町議事に提出する場合は、請願内容に賛同した議員の紹介が必要です。議員の紹介がないものを陳情と呼んでいます。

受理された請願・陳情は、本会議または担当する常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。議長は採択された請願・陳情を、住

民の大切な声として町長や関係機関に送付します。請願・陳情はいつでも受け付けますが、通常、議会開会前の議会運営委員会のおよそ1週間前までに提出されたものは、当該議会に付議することができます。審議の結果は後日報告されます。

■ 直接請求：町政に対し異議がある場合や、議会運営が住民の意思に反して行われようとした場合、住民は有権者の一定数以上の署名をもって、議会の解散や議員の解職を請求することができます。このほかにも条例の制定・改廃や、町長・副町長・選挙管理委員などの解職、事務の監査などの請求をすることができます。

- ※ 直接請求に必要な署名の数
- 条例制定・改廃、監査の請求…選挙権を有する者の50分の1
 - 議会の解散、町長・議員・主要公務員等の解職…選挙権を有する者の3分の1

ZOOM UP 場内ズームアップ



1 議長席

議場全体を見渡せる議長席。手元には優先・発言ボタンなどがあり、議員の発言を制限することもできます。



2 記録席

マイクや庁舎内放映用カメラの切り替え操作や、会議中の発言や答弁などをテープに記録しています。



3 演壇

議長席の前に位置する演壇。主に行政側が説明や答弁、意見発表などを行います。自席で行う場合もあります。

本会議の運営

本会議は、議案などを審議し、議員による一般質問や質疑、討論などが行われ、議会が最終的な意思決定をする会議です。以前は方城地域交流センターで行われていた福智町の本会議ですが、5月1日からは本庁4階に設置された議場に移動しました。本会議を開くためには原則として議員定数の半数以上の出席が必要ですが、また議会の意思は出席議員の過半数で決定します。ただし重要な事項については、出席議員の3分の2以上の同意をもって決定することが定められています。

定例会と臨時会

本会議には次の2つがあります。どちらも町長が招集しますが、臨時会は議員が町長に招集を請求することができます。本会議の結果は、広報紙やホームページで見ることができます。

■ 定例会：定期的に開かれる議会です。毎年3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。

■ 臨時会：特定の案件を審議するときや議会を開く必要が生じたときに開かれます。

議案

議案は、町長または議員が提出する議会議決の対象となる案件です。議案書の種類には、次のものがあります。

- 1 団意思の決定を求める議案：条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定など。
- 2 機関意思の決定を求める議案：意見書の議決など。(議決後、県や国に提出されます)
- 3 町長の執行行為の前に、議会の同意が必要とされている事項に關し、同意を求める議案：副町長教育委員、監査委員などの選任、重要な財産の取得および処分議決など。

※ 議会では議員提出のものを「発議」、町長から提出されるものを「議案」と呼んでいます。なお福智町議会では、議員は提出者を含めて2人以上の賛成者がいれば、議案を提出することができるようになっています。

